

ホットな消費者ニュース

~あなたの地域の危ない商法 2019年2月号



★資格教材の二次被害に気を付けて!

・・糸鳥市消費生活センター

(相談事例)

20年前に複数の資格の学習教材を契約した。

3年前、勤務先に「資格を取っていないなら、契約を継続するか終了手続きをしなければならない」 と電話がかかってきた。直後にローン会社を騙る業者から「30万円であなたの氏名を名簿から削除 する」と電話があり応諾した。

それで終了したと思っていたら、最近、別の業者から「以前の契約の件で」と職場に電話があった。 出ないでいると本社にまで「本人を出すように!」と執拗に電話が入った。「なぜ電話に出ない!」な どと暴言を吐くが、会社名を聞いても答えず、用件を聞いてもまともに答えない。どうしたらいいか。 (アドバイス)

◆過去に電話勧誘で資格講座を契約した人に「講座は終了していない」「生涯契約になっているので 継続しないといけない」などと嘘の説明で、新たな契約をさせる「二次被害」のトラブルがあって います。

勤務先に電話をかけるなど、断りにくい状況を作って執拗に勧誘してきます。 一度被害に遭うと、顧客名簿が別の業者の手に渡り、同じ人が何度も狙われます。

◆トラブルを避けるには、販売員の話を長く聞かず、ひるむことなくきっぱり断ることです。断わり 切れずに契約してしまった場合でも、契約書面を受け取った日から 8 日間以内であれば無条件解 約ができます。すぐに消費生活センターに相談しましょう。

★AI(人工知能)など話題性のある言葉を使った実態不明な 投資話に要注意!! ・・・福岡市消費生活センター

(相談事例)

友人から紹介された人に、140万円を仮想通貨に投資すればAI(人工知能)を利用して運用し、 毎月17万円を受け取ることができる。さらに知り合いを紹介すれば紹介料がもらえると勧誘された。 契約書はなく指定された個人名義の銀行口座に、お金を振り込むことによって契約成立だと言われ、 指定された口座にお金を振り込んだ。

最初の月は17万円口座振込で配当をもらったが、翌月からの配当は仮想通貨で支払われるように なった。現金で配当を支払って欲しいと頼んだが断わられた。

不審に思うようになり解約しようと思ったが、業者の住所や連絡先など詳しい情報は全く分からず、 紹介者も業者の詳細は分からない。どうしたら良いか。

(アドバイス)

- ◆「A I (人工知能)」や「仮想通貨」など話題性のある言葉が勧誘の文言に使われた詐欺的な投資に 関する相談が寄せられています。話題性のあるニュースや事件などに便乗し消費者を騙そうとする 業者がいるため注意しましょう。高配当をうたった勧誘は魅力的に聞こえますが、業者の話をうの みにしないようにしましょう。投資話に「必ず儲かる」ことはありません。
- ◆友人からの紹介であっても、業者の素性がはっきりせず、住所や電話番号などが分からない場合は、 きっぱりと断りましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

092-632-0999 (日曜日も電話相談可) 福岡市 092-781-0999 (第2·第4土曜日も電話相談可) 福岡県 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可) 久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)

飯塚市 0948-22-0857 宗像市 0940 - 33 - 5454大牟田市 0944-41-2623 行橋市広域 0930-23-0999

092-332-2098 筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します。